

居宅介護 介護予防 【概要一覧】

	第4条 ～ 第5条	介護予防支援の円滑な実施	ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。 ・事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。 ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。 （ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。） ・管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。 イ 市町村に対する情報提供 市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。 ウ その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。
第5条 第2項 ～ 第3項		ケアマネジャー1人当たりの取扱件数	基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。 ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数（44に満たない端数の場合も含む。）ごとに1ずつ増すこととする。 イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が49以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数（49に満たない端数の場合も含む。）ごとに1ずつ増すこととする。
第6条 第3項	第5条 第4項	管理者の兼務範囲の明確化	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

居宅介護 介護予防 【概要一覧】

第7条 第2項		質の高いケアマネジメントの推進	ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者は、以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。 ・作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 ・作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合
第7条 第3項		公正中立性の確保のための取組の見直し	事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。 ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合 ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合
第16条 (2) 第32条 (3)	第30条 (3) 第32条 (2)	身体的拘束等の適正化の推進	身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。 ・居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。
第16条 (9)	第32条 (9)	会議や多職種連携におけるICTの活用	運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。 ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。 イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

居宅介護 介護予防 【概要一覧】

第16条 (15)	第32条 (16)	指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング	人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。 ア 利用者の同意を得ること。 イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ・利用者の心身の状況が安定していること。 ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。 ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
第16条 (20) の2		生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応	区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入する。
第22条 第4項	第20条 第4項	ハラスメント対策の強化	介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。
第22条 の2	第20条 の2	業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。
第24条 の2	第22条 の2	感染症対策の強化	介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。 ・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施
第25条 第2項	第23条 第2項	運営規程等の掲示に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。
第25条 第3項	第23条 第3項	「書面掲示」規制の見直し	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。

居宅介護 介護予防 **【概要一覧】**

第30条 の2	第28条 の2	高齢者虐待防止の 推進	障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。
第34条 第1項	第35条 第1項	記録の保存等に係 る見直し	介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。
第34条 第2項	第35条 第2項	利用者への説明・ 同意等に係る見直 し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
		その他所要の改正	その他所要の規定の整備を行う。